

米原市空家等除却補助金

将来的に周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空家について、所有者等による適正管理の促進を図るため、空家の解体撤去に要する費用の一部を補助します！

補助対象空家	○居住の用に供していた住宅で、1年以上居住されていないもの ○ 昭和 56 年 5 月 31 日以前 に建築されたもの
補助対象事業	○ 市内事業者の施工 による解体撤去工事 ○空家およびその敷地内にある使用の見込みのない建築物、工作物、竹木、動産等の全てを除却し、更地にする工事 ※申請年度内に解体工事および費用の支払を完了する必要があります。 ※補助金の交付は、補助対象事業 1 件につき同一年度内に 1 回限りです。
補助対象者	○空家の 所有者（相続人） または 所有者等から委任を受けた者（自治会等を含む。） ※所有権の一部を有する方の場合、他の所有権者全員の承諾を得る必要があります。 ○補助対象者と解体工事を施工する個人事業者およびその同居する家族が同一でないこと。 ○市税等の滞納がないこと。 ○暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
補助金額	上限 20 万円（補助率 1 / 3）
申請期限	予算が無くなり次第、受付終了となります。
提出書類	補助金等交付申請書に必要事項を記載の上、下記まで申請してください。 【添付書類】 ○事業計画書（様式第 1 号） ○市税等納付・納入状況調査等同意書（様式第 2 号） ○見積書等工事の内容が分かる書類の写し ○空家の位置図 ○空家の現況写真（外観と内部の写真を各 2 枚程度） ○所有者および建築年が確認できる書類 （登記事項証明書、固定資産税課税明細書の写しなど） ○他の所有者等から委任を受けた者が申請するときは、他の所有者等の委任状（様式第 3 号）  米原市公式ウェブサイト 関連ページ

【お問い合わせ・申請先】

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市役所 まち整備部 シティセールス課
TEL:0749-53-5140 / FAX:0749-53-5139 E-mail:visit@city.maibara.lg.jp